

**地方独立行政法人青森県産業技術センターの平成28年度剰余金の  
翌事業年度充当について**

**1 利益処分の流れ**

別紙「地方独立行政法人青森県産業技術センター 利益処分の流れについて」のとおり。

**2 承認の基準について**

別紙「地方独立行政法人青森県産業技術センター 利益処分の承認基準」のとおり。

**3 承認審査の内容について**

**(1) 剰余金の承認申請額及び使途**

① 承認申請額

40,375,637円

(財源内訳)

ア 農産物販売等収益 25,271,311円

イ あおもり農商工連携支援基金に係る運用益の当該年度残額 15,104,326円

※ 産業技術センターが、農林漁業者と中小企業者の連携による新商品・新技術の開発等の取組に助成する「あおもり農商工連携支援基金助成事業」実施のため、県と県内金融機関が造成した基金の運用益を事業に活用。

② 剰余金の使途

中期計画に定められた剰余金の使途である「生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善等」に使用

**(2) 審査内容**

① 農産物販売等収益（自己収入から生じた利益で、経営努力によるもの）

項 目	審 査 結 果
ア 自己収入から生じた利益で、経営努力と認められるか。 (会計基準第72の4)	財務諸表の確認や職員への聞き取り等により、申請のあった収益は運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金に基づく収益ではなく、農産物販売等による自己収入であることを確認した。
イ 剰余金の使途は適正か。 (会計基準第72の2)	申請の使途は、中期計画に定める剰余金の使途と合致し、かつ合理的なものであることを確認した。
ウ 承認を受けようとする額は適正か。	法人の財務諸表に基づいて、財源が農産物販売等収益と合致することを確認した。

② あおもり農商工連携支援基金に係る運用益の事業実施後の当該年度残額  
(翌事業年度への充当が事業の要領で定められているもの)

項 目	審 査 結 果
ア 翌事業年度への充当が、事業の要領に定められた要件と合致するか。	「青森県農商工連携支援基金事業実施要領」第3条に、基金事業の未使用額については、事業の原資として翌事業年度へ繰り越して使用できると規定されていることを確認した。
イ 剰余金の使途は適正か。 (会計基準第72の2)	「あおもり農商工連携助成事業」は、農林漁業者と中小企業者の連携体を対象として新商品開発等への補助を行うもので、中期計画に定める剰余金の使途と合致し、かつ合理的なものであることを確認した。
ウ 承認を受けようとする額は適正か。	法人の財務諸表に基づいて、財源が「あおもり農商工連携支援基金」の運用益残額と合致することを確認した。

#### 4 承認の適否について

剰余金の翌事業年度充当については、当該会計基準及び事業の要領に適合することから、承認することとしたい。

##### 《地方独立行政法人法（抄）》

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4 (略)

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)